

食安発0322第2号  
平成23年3月22日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成23年8月31日とする措置を指定する件等について

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号）」が、平成23年3月12日付けで公布され、同日から施行されたことにより「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）（以下「法」という。）」の規定の一部が平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に適用されることとなった。

具体的には、法第2条第1項の特定非常災害に平成23年東北地方太平洋沖地震による災害が指定され、その被害者について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長や法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除等の措置が行われるものである。

これを受けて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成23年8月31日とする措置を指定する件（平成23年厚生労働省告示第56号）」（以下「告示」という。）が、平成23年3月17日付けで公布され、同日から施行された。

この告示は、平成23年東北地方太平洋沖地震に際し、災害救助法が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内において業を行う者又は居住地を有する者等について、法第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の特定権利利益に係る期間を延長し、その満了日を平成23年8月31日とするものである。

これらに伴う食品衛生に関する法令の運用における留意点等は、下記のとおりであるので、御了知の上、適切な対応方お願いする。

## 記

### 第1 行政上の権利利益の回復は又は保全のための期間の満了日の延長について

- 1 告示により有効期間等の満了日を延長した許可等のうち、食品衛生に関する法令の規定に基づくものは、次のとおりである。

食品衛生法第十三条第一項の規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認（特定被災区域内に在る製造所又は加工所に係るものに限る。）

食品衛生法第五十二条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）

- 2 告示により指定された措置のほか、法第3条第1項に規定する行政庁又は行政機関は、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者であって、理由を記載した書面によりその特定権利利益に係る満了日の延長の申出を行ったものについて、平成23年8月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。（法第3条第3項）

### 第2 法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除について

- 1 法令に基づき平成23年3月11日から平成23年6月29日までの間に履行期限が到来する義務が平成23年東北地方太平洋沖地震により履行されなかった場合において、当該義務が平成23年6月30日までに履行されたときには、当該義務が履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任（過料に係るものも含む。）は問われない。（法第4条第2項）
- 2 食品衛生に関する法令に基づく届出等のうち、法第4条2項の規定の適用を受ける届出等の例は、次のとおりである。

- (1) 食品衛生法関係  
食品衛生管理者の配置等の届出（第48条第8項）
- (2) と畜場法関係  
衛生管理責任者の配置等の届出（第7条第6項）
- (3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係  
食鳥処理衛生管理者の配置等の届出（第12条第6項）